

広島県河川道路美化活動保険制度要綱

1 目的

この保険制度は、県内の河川又は道路において清掃及び緑化活動又は堆砂、汚泥などの除去若しくは除草及び枯れ枝等の伐採(以下「美化活動」という。)に参加する者がその活動中に生じた事故によって傷害を受けた場合及び活動中に他者に対して人的・物的被害を与えた場合の救済措置を講じることにより、安心して美化活動に参加できる条件を整備し、河川及び道路の愛護思想の普及と美化奉仕活動の助長に寄与することを目的とする。

2 保険契約者

この保険の契約者は広島県とし、保険料は広島県が負担する。

3 保険の対象者(被保険者)

この保険の対象者は、県内の河川又は道路において組織的かつ継続的に美化活動を行うことを目的とする団体(以下「美化団体」という。)で、第6項の規定により知事に届け出て認定を受けたもの(以下「認定団体」という。)の構成員とする。

4 保険金の支払対象となる事故

次の各号に該当するものに限り、保険金の支払対象とする。

- (1) 認定団体の管理下における美化活動中の事故により被った傷害
- (2) 認定団体の管理下における美化活動中の行為で、故意又は重大な過失なくして他人に与えた人身傷害又は財物損害

5 保険の内容

- (1) 保険の種類 普通傷害保険・賠償責任保険
- (2) 保険期間 1年間
- (3) 契約方法 無記名式年間包括契約
- (4) 保険金の額 次のとおりとする。ただし、人身事故については、傷害の表に定める各保険金の額と賠償の表に定める人身賠償の額を合算して、1事故につき1名ごとに3,000万円を限度とする。

傷 害

種 類	額
死亡保険金	傷害のため事故の日から180日以内に死亡したとき 400万円
後遺障害保険金	傷害のため事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき 障害の程度に応じ12万円から400万円
入院保険金	傷害のため入院したとき 事故の日から180日を限度とし 入院日数1日につき3,500円
通院保険金	傷害のため医師の治療を受けたとき 事故の日から180日以内において90日を限度とし 1日につき2,200円

賠 償

種 類	額
人身賠償	美化活動中に他者に対し傷害を与えた場合 傷害者1名につき3,000万円 1事故につき3,000万円を限度
対物賠償	美化活動によって他者の財物を損傷させたとき 1事故につき200万円を限度

6 美化団体の届出

この保険制度の適用を受けようとする美化団体の代表者は、別に定めるところにより、知事に届け出て認定を受けなければならない。

7 構成員名簿の備付け

認定団体の代表者は、構成員の名簿を備え付け、その氏名及び住所を明らかにしておかなければならない。

8 変更の届出

認定団体の代表者は、認定された内容に変更があった場合は、別に定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。

9 届出の経由

この要綱による届出は、所轄の市町及び建設事務所（支所）を経由して行うものとする。

10 活動の実施状況等の報告

知事は、必要がある場合には、当該保険制度の運用上必要な範囲において、活動の実施状況及び実績について報告を求めることができるものとする。

附 則

(1) この要綱は、平成13年4月16日から施行する。

(2) この要綱の施行の際、広島県河川道路美化活動傷害保険制度要綱第7項により、届け出て認定を受けた美化団体は、この要綱第6項の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

広島県河川道路美化活動保険事務取扱要綱

1 趣旨

広島県河川道路美化活動保険事務の取扱については、別に定めるものを除き、この要綱に定めるところによる。

2 対象となる団体

- (1) 県の管理する河川・道路で活動する団体。
- (2) 市町の管理する河川・道路で活動する団体。ただし、県の管理する河川・道路においても活動する団体に限る。

3 美化団体の届出

- (1) 要綱第6項の規定による届出は、別記様式第1号による届出書（「新規」にチェック）を提出して行うものとする。
- (2) 市町長は、前号の届出書の提出を受けたときは、知事に送付するものとする。
- (3) 知事は、要綱第6項の規定により認定したときは、その旨を認定団体の代表者に通知するものとする。

4 変更の届出

- (1) 要綱第8項の規定による変更の届出は、次に該当する場合に、別記様式第1号による届出書（「変更」にチェック）を提出して行うものとする。
 - ア 団体名に変更があったとき
 - イ 代表者又は代表者の住所・連絡先に変更があったとき
 - ウ 県の管理する河川・道路における活動をすべて中止したとき。なお、この場合において、認定団体は活動を辞退したものとみなす。
- (2) 市町長は、前号の届出書の提出を受けたときは、知事に送付するものとする。

5 事故発生報告

- (1) 認定団体の代表者は、事故が発生したときは、直ちに市町長及び保険会社に電話で連絡するとともに、事故の日から30日以内に別記様式第2号による事故発生報告書を保険会社に送付しなければならない。
- (2) 認定団体の代表者は、前号により事故発生報告書を保険会社に送付したときは、その写しを、市町長を経由して知事に送付しなければならない。

6 保険金の請求及び支払

- (1) 認定団体の代表者は、請求のあった者等から次の書類を提出させ、保険会社へ送付するものとする。
 - 傷 害
 - ア 保険金請求書
 - イ 診断書
 - ウ その他保険会社が必要とする書類
 - 賠償責任
 - ア 被害額を証する書面等
 - イ その他保険会社が必要とする書類
- (2) 保険金は、原則として保険会社が、直接被害者（傷害保険金）又は加害者（賠償責任保険）の指定する金融機関の口座へ払い込むものとする。
- (3) 保険会社は、保険金を支払ったときは、その旨を知事に通知するものとする。

保険金請求事務

